

# 指定居宅介護支援 事業所運営規程

社会福祉法人 すみれ福祉会

居宅介護支援事業所 松が丘すみれ園

## 指定居宅介護支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 すみれ福祉会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 松が丘すみれ園
- 二 所在地 兵庫県明石市松が丘北町 1074 番地の 1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 兼務 介護支援専門員 1名

介護支援専門員 1名以上

管理者の業務は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

介護支援専門員の業務は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービス種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うものとする。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
  - 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
  - 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
  - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
  - 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。
  - 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市(垂水区、西区)の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第8条 当事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 当事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
  - 4 当事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措

置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第11条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- 3 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(身体拘束及び虐待の防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、身体拘束適正及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所内において、介護支援専門員に対し、身体拘束及び虐待の防止のための研修を年2回実施する。
- 3 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- 4 その他身体拘束および虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）。
- 5 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(オンラインツールを活用した会議の開催)

第13条 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスの開催において、テレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施すること、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計

画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。